

国民年金

納付が困難な方へ

免除・納付猶予の制度を
ご利用ください

◎免除・納付猶予の申請は
7月1日から

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

今年度分(7月～来年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、社会保険事務所から結果通知が届きます。

なお、昨年度分(昨年7月～今年6月分)が全額免除または納付猶予されている方で、申請継続を希望した方は、申請は不要です。☆昨年度分の免除または納付猶予をまだ申請していない方も、今年7月31日までに申請すれば、昨年7月にさかのぼって承認されます。

◎免除・納付猶予の制度とは
【免除制度】

本人、配偶者および世帯主の前

▼免除制度の納付額と免除期間分の老齢基礎年金受給額の計算

種別	納付額	年金額の計算
全額納付	1万4410円	1
全額免除	なし	3分の1
4分の3免除(4分の1納付)	3600円	2分の1
半額免除(半額納付)	7210円	3分の2
4分の1免除(4分の3納付)	1万810円	6分の5

※年金額の計算は、全額納付した場合給付額を1割を計算したものです。

年所得が一定の基準以下の場合、右の表のとおり保険料の納付が免除される制度です。

免除期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金受給資格期間に算入されます。

ただし、老齢基礎年金は、追納しないと、保険料を全額納付した場合に比べ、右の表のように受給額が少なくなります。

なお、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)の承認を受けた方は、後日、社会保険事務所から送付される一部納付額用の納付書で、指定の保険料を納めてください。納付しないと未納扱いになりますので、ご注意ください。

【納付猶予制度】

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の

場合、保険料の納付が猶予される制度です。

猶予期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金受給資格期間に算入されます。

ただし、老齢基礎年金の受給額には、追納をしないと反映されません。

☆追納＝免除または納付猶予された期間から、10年以内(20年7月分なら30年7月

まで)であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。ただし、免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度

目以降(20年4月～21年3月分なら23年4月以降)に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額

が上乗せされます。追納した期間は、全額納付した期間と同じ扱いになります。

◇問い合わせ先
▽申請書提出に関すること
Ⅱ市役所年金係

▽免除・納付猶予の結果、納付書、追納の申し込みに関すること
Ⅱ立川社会保険事務所

523 0374
たは ☎ 523 0374



福祉・健康

あいぽっく

(保健福祉センター)

健康係・保健指導係

☎ 544 5126

●マタニティークラス 日時

7月11日・18日の午後1時30分～

4時・25日の午前10時～午後2時

(いずれも金曜日/全3回) 場所

あいぽっく 対象妊娠中の方(夫

の参加可) 内容 妊婦体操、沐浴

指導、調理実習など 持ち物 母子

健康手帳 申込 保健指導係へ



●水中ウォーキング教室

健康増進・機能訓練のために行い

ます。 日時 7月17日～9月11日

の木曜日(7月24日を除く/全8

回)の午前10時～11時30分(初日

は午前9時30分から) 場所 あい

ぽっく 対象 40歳以上で生活習

慣病や腰痛がある方、または、65

歳以上の方 ※初心者に限る

定員 30人(申込順) 参加費 16

00円 申込 6月17日から健康

係へ

認知症の模擬体験講座の参加者を募集

「認知症の人の心を感じて

～もし自分が認知症になったら～」

認知症の方の日常の介護に

生かせる、認知症の模擬体験講

座を行います。この講座に参加

しませんか。

◇日時 6月28日(土)の午後

1時30分～4時(受け付けは

1時から)

◇場所 市役所市民ホール

◇定員 30人(申込順)

※申し込みは、6月16日から高

齢サービス係へ。